

3. 子どもの成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

①実施状況

学校教育のすべての分野で、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、他人との協調や男女の協力、家庭との連携を推進しています。また、参観日やPTA活動を通し、児童生徒はもちろん保護者にも教育・広報・啓発を進めています。

中学2年生はさまざまな職場で3日間の職場体験活動を実施しており、その中に、保育園や幼稚園も数多く含まれ、乳幼児とふれあう機会の拡大が進んでいます。

社会教育の分野では、社会教育講座、少子化シンポジウム（平成12年度）、青年まつりなどの開催を通じて、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発を進めています。また、生涯学習情報紙「まなびい」を発行することにより、学習情報の提供に努めています。

②評 価

次代の親の育成は、子どもの心身の健やかな成長を育む基となる家庭の育成につながるもので非常に大切なことです。しかし、各学校園の取組は学校や園の特色を生かすきれるまではなっていないところがあります。地域や家庭との連携をさらに進める必要があります。

職場体験活動は次世代育成の有効な取組みであり、より効果的に実施していくことが必要です。また、総合的な学習の時間や特別活動の中でも子どもを生き育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるよう教育課程の編成を工夫する必要があります。

講座、シンポジウムなどへの青年男女の集客が少なく課題となっています。社会の状況に合った魅力のある内容にすることと、啓発の方法について再検討が必要です。青年まつりは、青年による実行委員会主催の形式で行ってきたものですが、参加者が一部のものに限られるようになり、平成15年度で中止となりました。今後は、多数の青年が主体的に参加でき、男女の出会いが実現するような内容の事業を企画していくことが必要です。

イ 子どもの生きる力の育成に向けた取組

(ア) 確かな学力の向上

①実施状況

生きる力の育成をねらいとして、基礎基本の徹底、補充学習などきめ細かい指導の

充実や外部人材の協力による学校の活性化を進め、特色ある学校づくりを進めています。きめ細かい指導として、TT少人数指導※による指導法の研究は小学校19校中学校5校で実施しています。また、授業の改善を目指し、職員研修体制の充実を図っています。外部人材による総合的な学習の時間等の充実はすべての学校で行われ、特色ある学校づくりを進めています。

津山市では平成16年3月「津山市子ども読書活動推進計画～つやまっ子読書プラン～」を策定しました。学校での子どもの自主的な読書活動を推進していけるよう、読書環境を整備する中で読書習慣の形成・確立を進めます。

※TT少人数指導：同じ教室に2人の先生がいて授業を行う指導方法。概ね30人以上のクラスで実施される。

② 評価

個に応じた指導法の研究は年々進み、習熟度別、課題別、コース別などの少人数指導や補充や発展学習を取り入れた個別の指導法などで成果が上がってきています。今後はその成果と課題を整理し、市内各校に広めていく必要があります。

外部人材を活用し、学校教育を活性化することは開かれた学校づくりにとって大変重要なことです。地域との交流連携をさらに深め、特色ある学校づくりを進めていくことが必要です。

読書活動の推進については「朝の読書」や「読み聞かせ」の取組みなど次第に各校での取組みが広がっています。

(イ) 豊かな心の育成

① 実施状況

各校とも道徳教育は道徳の時間のみならず、すべての学校教育の中で推進しています。また、地域の方との体験的な活動や交流は年々盛んになっており、成果を挙げています。

いじめ、不登校、問題行動は、概ね増加傾向に歯止めがかかり、減少してきています。しかし、個別には問題行動を繰り返したり、不登校が長期間にわたったりするなど課題があります。

津山市教育相談センター「鶴山塾」は学校生活や家庭生活、社会生活に悩みをもつ子どもや保護者に対して、温かみのある相談、助言、援助を行うことを目的に昭和59年に設置されました。学校教育や社会教育と連携した取組みにより、公教育の補完や進路保障、社会的自立に寄与する役割を担っています。

② 評価

道徳の指導法の研究や体験活動の効果的な実施方法など十分とはいえない面があ

ります。

不登校に関しては、スクールフレンド（大学生等）のかかわりで登校できたりするなど小学校で成果が上がりました。中学校では粘り強く指導を重ねたり鶴山塾と連携したりしていますが、依然として不登校生徒は多数で、より細やかな対応が必要となっています。

いじめや問題行動についてもスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、生徒理解を推進する校内体制を整備しつつあります。今後さらに充実させることが必要です。

（ウ）健やかな体の育成

①実施状況

学校の体育の時間はもちろん、学校行事や日々の活動の中で健やかな体を育成していくため、体育の授業の充実と教育課程編製の工夫が欠かせません。

体育の授業内容の改善を行うとともに、水泳記録会、陸上記録会やスポーツテストの実施を通じ実態の把握と指導方法の研究を行っています。部活動の充実についても外部指導者の活用を進めています。

健康教育の推進については時期、回数、内容を工夫し実施しています。

②評価

津山市の小中学生の体力は向上してきていますが、国や県と比べるとやや劣っています。

記録会への参加者の増加やスポーツテストの記録が伸びるなど評価できる面もあり、引き続き、指導法の改善や教育課程編製の工夫を行うことが必要です。また、児童生徒が進んで体を動かし生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、地域や関係機関と連携することが必要です。

健康教育の重要性を保護者や地域社会と連携し児童生徒に確実に身につけさせ、学校での指導とあいまって効果をあげていけるよう、指導方法や指導体制の充実を図ることが必要です。

（エ）信頼される学校づくり

①実施状況

学校評議員制度は各校とも実施しており、地域及び家庭との連携協力を図っています。保護者を含めた学校外部評価を実施している学校も増えつつあり、より開かれた学校づくりに努力しています。

特色ある学校づくりのために、教職員一人ひとりがその資質、能力を向上させ、学校運営に積極的に参画していくことが大切です。新しい教員の評価制度の導入も視野

に入れ、より地域から信頼される学校づくり、教員の育成を進める必要があります。

不審者の侵入や事故の発生などのない安全な学校環境を維持するため、関係機関や地域と連携し学校内外での取組みを進めています。

② 評価

学校評議員制度は各校とも定着しており、学校外部評価はほとんどの学校で積極的に進めており、学校運営に役立っています。

教員の能力や意欲の向上は概ね良好です。さらに指導と評価を繰り返し行い、能力や意欲の向上を図っていくことが必要です。

不審者や事故に対する取組みは、人的な連携などのソフト面では津山市では一定の成果を挙げています。さらに、連携を深めていくことが必要です。

(オ) 幼児教育の充実

① 実施状況

幼稚園は子ども達の教育の場としてだけでなく、地域に開かれた施設となることが期待されています。そのために地域に開かれた社会資源として幼稚園のもつ専門的機能を地域住民に開放し、親子の遊びやふれあい、他の親子との交流の場として、幼児教育や育児相談など地域の子育て支援センターの役割を担う幼稚園づくりに努めています。

また、市内には3園の私立幼稚園がありますが、これらの園でも、預かり保育や地域の未就学児の親子を対象としたふれあいの広場、大学生との交流など園ごとの特色を生かした取組みがなされています。

地域開放実施幼稚園園数

単位：箇所

年度 区域	幼稚園数	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
津山市	15(3)	15(3)	15(3)	15(3)	15(3)	15(3)
加茂町	1	1	1	1	1	1
阿波村	1	1	1	1	1	1
勝北町	—	—	—	—	—	—
久米町	—	—	—	—	—	—
計	17(3)	17(3)	17(3)	17(3)	17(3)	17(3)

※（ ）内は、私立幼稚園数を内数で示した。

② 評価

「つやまし新エンゼルプラン」の実施目標の公立幼稚園12か所は達成されています。

引き続き、積極的に地域の人々との交流を進めていく必要があります。

(カ) 子どもの読書活動の推進

①実施状況

子どもたちにとって図書館は、魅力ある本とであうことができる場所であり、豊富な資料の中から興味のあることを自分で学ぶことができる場所です。津山市立図書館は、資料の充実に努め、本の紹介や読み聞かせなどを実施して子どもたちの読書活動の推進に取り組んでいます。

事業名	内容	実施年度
ブックスタート事業	3～4か月児健診時にブックスタート事業の説明とともに絵本リスト「パママよんで！」を配布。	平成13年9月～
えほんの読み聞かせ (図書館ボランティア「あいあいスマイル」)	絵本の読み聞かせ 0～5歳児(無制限)	毎月第3木曜日
子ども読書の日行事	4月25日「子ども読書の日」に絵本の読み聞かせなどの行事 0～7歳(無制限)	4月23日 (平成15年から)
えほんのじかん	絵本の読み聞かせと工作 3～4歳(無制限)	毎週水曜日
子ども読書週間おたのしみ会	おはなし会など	毎年
一日図書館員	図書館の仕事を体験してもらう 小学生	夏休み
夏休みおもしろランド	工作など 小学生	夏休み
子どもの居場所再生事業	読書に興味をもつような行事	平成15年度 平成16年度
子ども映画会	映画の上映	年3回程度
ビデオシアター	子ども向けビデオの上映	毎月第2日曜日
図書館まつり	絵本の読み聞かせと工作などの行事	平成13年度～
自動車文庫の巡回	市内全域サービス・本の貸し出し	毎月1回市内21箇所を巡回
津山っ子デビューの受け入れ	図書館の仕事を体験	依頼があれば随時 平成14年度～

②評 価

津山市では平成16年3月「津山市子ども読書活動推進計画～つやまっ子読書プラン～」を策定しました。子どもの読書活動の推進に関する取り組みを、広がりのあるものにするために、各方面の協力、連携が必要です。

ウ 家庭や地域での教育力の向上に向けた取組

①実施状況

子育て学習の全国展開事業、お弁当づくり講座などの各種講座を開催することにより、家庭の教育力向上を図っています。また、家庭教育手帳を乳幼児や小・中学生の親などを対象に配布し、家庭における子育て支援を行っています。

また、PTA研修の開催、地域の子ども会活動の援助・連絡提携、学校開放事業、地域子ども教室事業を実施することにより、地域の教育力の向上に努めています。

地域子ども教室では、公民館などの公的施設などを利用して、地域の子どもたちが放課後や休日に地域住民と交流しながら過ごす場所の提供を行っています。工作教室、昔あそびの伝承、囲碁・将棋、スポーツ、自然体験など様々な取組み実施されています。

②評 価

家庭や地域での教育力の向上に向け家庭や地域の教育力向上のための各種講座の開催や、親や地域の人たちが子どもといっしょになって多種多様な活動を行う機会をさらに増やしていくことが必要です。また、放課後や土曜日の子どもの居場所の確保は大きな課題です。引き続き活発な活動を支援していく必要があります。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良好な居住環境の整備、公共施設の整備

①実施状況

平成13年4月1日から、「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間施設のバリアフリー化についての指導を行っています。

公共施設については、条例の主旨を十分考慮した設計を行っています。また、平成14年4月1日からは、津山市の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、民間施設の指導、公共施設の設計を行っています。また、建築基準法が改正され平成15年7月

1日より化学物質による居室空間の空気汚染を防止するため防蟻材における使用材料の制限、内装材料の制限、24時間換気設備の設置義務が規定され、規定に基づいた対策を行っています。

公営住宅については、平成14年3月に津山市住宅マスタープランを策定、「ファミリーが住みつつきたい居住環境づくり」や「若者が定住したい魅力ある居住環境づくり」を進めています。

②評 価

林田小学校校舎新築工事では、条例の基準以上の配慮を行い、エレベーターを1基設置しました。施設の利用者からも好評です。

今後、課題公共施設のバリアフリー化に伴う事業費の確保や公共施設のバリアフリー化に伴う適正な用地の確保が課題です。

イ 安全な道路交通環境の整備

①実施状況

すべての人が安心して外出できるよう、中心市街地の市道歩道の段差解消、点字ブロックの設置などの整備を行ってきました。

②評 価

平成17年度までの全体計画約L=1,300mの内、平成15年度までの整備延長はL=560mで、進捗率約43%と整備が遅れています。

このため、事業完了の平成17年度までに、全体計画の見直しが必要となっています。

ウ 安心・安全のまちづくりの推進

①実施状況

「人にやさしいまちづくり条例」や「津山市バリアフリーのまちづくり基本計画」に基づき障害者や高齢者、さらには妊産婦、乳幼児を含むすべての人々にとって利用しやすい環境になるように公共施設・民間施設のバリアフリー化を進めてきました。特に公共施設の段差解消やスロープの設置、おむつ交換台・幼児用いすなど乳幼児設備の整備を進めてきました。民間施設についてもバリアフリー適合証の交付など啓発事業を実施してきました。

②評 価

「津山市バリアフリーのまちづくり基本計画」に基づき重点整備地区内の拠点施設

設について平成14年度から16年度にかけて国庫補助事業を受け、バリアフリー化を行ってきました。今後は、重点地区外の施設についても整備が必要です。

民間施設についても大型施設等整備が進んでおり、啓発が必要です。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

①実施状況

育児休業制度を希望するすべての従業員が利用できることや、子育て中の家庭が生活に合わせた就労を選択できるよう、事業所の勤務形態の見直しを求めてきました。また、共働き家庭を支援し、安心して子どもを生み、ゆとりをもって働きながら子育てができる職場が増えるよう、広報・啓発活動を実施してきました。

さらに、津山男女共同参画センター「さん・さん」では、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女がともに自らの意思の下に多様な生き方が選択でき、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、平成15年3月に策定した「つやま男女共同参画さんさんプラン」に基づき、各種啓発講座・広報活動を行なってきました。

②評 価

育児休業制度の普及により、出産・子育てによる失業・再就職に悩むことなく、個人のキャリアを最大限に活用でき、それにより、仕事に生きがいをも見つけることが可能になってきています。また、短時間労働などの多様な勤務形態を設定している事業所が増えれば、失業することなく、個人に合った形態を選択でき、就労の継続が期待できます。

しかし、中小企業の多い津山市では、育児休業制度や勤務形態の見直しについての制度の周知は図られていますが、その活用はなかなか進んでいない状況です。

また、性別による役割分担意識は、徐々に減少してきているとはいえ、実際には掃除や洗濯、食事などの支度は女性が担っており、従来からの固定的性別役割分担は根強く、男性は仕事中心であるのが現状です。

イ 仕事と子育ての両立の推進

①実施状況

厚生労働省の「仕事と家庭両立支援特別援助事業」として、子育ての応援を受けた

い人（依頼会員）と子育ての応援を行いたい人（提供会員）からなる会員組織として津山ファミリー・サポート・センターを平成12年11月に設立しました。

事業内容は、一時的または突発的な場合における子どもの預かり、保育施設が利用できない時間帯の子どもの世話、保育施設のへの送迎、就業児童の放課後の預かりなど、既存の施設保育では応じきれない変則的・変動的な保育ニーズに対して、会員間の有償ボランティアによる援助活動を展開しています。

津山ファミリー・サポート・センターの利用状況

会員登録状況

単位：人

	12年度	13年度	14年度	15年度
依頼会員	46	109	161	235
提供会員	47	56	79	95
両方会員	10	18	35	57
計	103	183	275	387

活動状況

単位：件

内 容	H. 12	H13	H14	H15
保育所・幼稚園の送り		17	18	15
保育所・幼稚園の迎え		23	17	91
保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り		41	38	15
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり		20	33	32
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり		18	7	84
学童の放課後の預かり		10	217	356
学童保育からの帰宅後の預かり			15	1
子どもの病気時の援助		24	31	30
保育所・学校等休み時の援助	3	9	29	59
保育所等施設入所前の援助				
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	1	44	15	84
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助		69	73	47
保護者等の求職活動中の援助	7			3
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の援助	2	6	8	3
保護者等の買い物等外出の場合の援助		6	23	7

習い事・塾等の送迎			1	48
学童保育の迎え			22	220
学童保育の迎え及び帰宅後の預かり		19	61	104
学童保育前の援助及び送り		19	10	23
学童の登校前の援助及び送り		16	48	51
保護者の習い事	1	16	6	32
その他		35	3	18
計	14件	392件	675件	1323件

活動件数

単位：件

	H12	H13	H14	H15
4月		21	47	86
5月		11	31	89
6月		18	35	119
7月		35	36	127
8月		39	34	74
9月		17	62	112
10月		47	82	128
11月		41	101	108
12月		54	50	123
1月	3	29	59	101
2月	5	40	65	113
3月	6	40	73	143
計	14	392	675	1323

②評価

設立以来、会員数・活動件数ともに着実に増加しており、仕事と育児の両立に向けて、ファミリー・サポート・センター活動は、積極的に支持されてきています。

今後、会員構成比における依頼会員数の伸びに対して、援助活動を行う提供会員の

絶対数が不足してきていること、利用回数が多くなる一人親世帯会員に対する対応策を行っていく必要があります。

6. 子ども等の安全の確保

ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

①実施状況

交通指導員により、保育園、幼稚園、学校などにおいて、子どもに対する交通安全教育を推進するとともに、津山市交通安全母の会、津山市ももたろうクラブ連合協議会、連合町内会などと協力し、交通安全啓発活動を推進しています。

②評 価

地域の交通事情を反映し、より実践的な交通安全教育を推進する必要があります。

イ 子どもを犯罪等から守るための活動

①実施状況

津山市においては、平成15年10月、津山市安全・安心まちづくり推進協議会を発足させ、通学路や公園、公共施設などの整備、改善について防犯的視点を取り入れるとともに、同推進協議会の下に、平成16年12月、地域ボランティアによるパトロール隊を発足させ、地域住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の発生しにくい、犯罪に強いまちづくりを推進しています。

②評 価

犯罪に強いまちづくりを進めるため、引き続き活動を推進していきます。特に地域のコミュニティを単位とした防犯活動の推進や防犯意識の啓発、防犯機器の普及など推進する必要があります。

ロ 青少年の健全育成

①実施状況

高度経済成長期を契機として、子ども達の成長過程における社会環境や生活環境が大幅に変化し、また、それに伴って価値観も変化してきました。その結果、いじめ・不登校・高等学校中退や刑法犯の低年齢化などの問題も複雑化・多様化しています。

子ども達を犯罪などから守り、健全育成を推進するためには、家庭・学校・地域の連携強化を図り、自立と社会性を育て、心身ともに“健やかでたくましい”津山っ子を育てることが必要であり、そのため次の事業を進めています。

- (ア) 津山市青少年育成指導委員による健全育成活動の推進（市内 101 名）
- (イ) 津山っ子を守り育てる市民の会に対する活動支援（中学校区単位5ブロック、小・中学校・PTA・地区健全育成会・民生児童委員等の関係者で組織）
- (ウ) かけ込み110番の設置（市内の事業所・個人1,178箇所）
- (エ) 津山少年サポートセンター、警察署、学校等関係機関との連携
- (オ) 広報活動・街頭指導・相談業務の推進等

②評 価

津山市青少年育成指導委員、津山っ子を守り育てる市民の会、市内中・高等学校生徒指導連絡協議会など多くの関係機関が、継続的に個別・合同による青少年の健全育成活動を展開したことにより、津山市における犯罪抑止力は高まってきました。

しかし、原因は個々に異なるとしても、①基本的な生活習慣の欠如、②将来に対する認識（人生における目標）の欠如、③社会性の欠如した青少年も増加し、犯罪の低年齢化が進行しています。

引き続き活動を強化し、青少年の健全育成を支援していく必要があります。

刑法犯少年・不良行為少年の居住地別補導状況（平成15年度） 単位：人

区分	岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	総社市	高梁市	新見市	備前市
少年人口	66,613	46,123	10,195	6,980	6,458	3,765	6,453	2,503	2,518	2,936
刑法犯少年数	1,437	662	199	68	68	23	96	33	12	38
不良行為少年数	5,556	4,038	555	1,035	695	214	593	111	276	215
計	6,993	4,700	754	1,103	763	237	689	144	288	253
%	10.5	10.2	7.4	15.8	11.8	6.3	10.7	5.6	11.4	8.6

少年人口は、10歳～19歳の数で「住民基本台帳人口要覧（平成15年度版）」、財団法人国土地理協会発行のデータによる。

7. 要保護児童への対応など

ア 児童虐待防止の取組

①実施状況

平成12年11月に児童虐待防止法が施行され、この間、児童相談所などの関係機関と連携しながら児童虐待防止の啓発、児童虐待の早期発見、早期対応に努めています。

平成15年11月には、児童虐待に関する市役所の関係部署と津山児童相談所、津山保健所の担当者による「津山市児童虐待防止連絡会」を組織し、定期的に情報の交換を行っています。

児童虐待相談受付件数（津山児童相談所資料）

単位：件

年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
全 国	11,631	18,804	24,792	24,254	
岡山県	185	312	417	471	610
津山児相	13	44	61(1)	49	48
津山市	4	18	30	31	28
児相における 津山市の割合	30.8%	40.9%	49.2%	63.3%	58.3%

②評 価

「津山市児童虐待防止連絡会」を充実させ、市役所内部の連携や津山児童相談所、津山保健所との連絡を密にするとともに、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員などと連携した地域の児童虐待防止のネットワークづくりを進めることが必要です。

また、平成17年度より、児童福祉法の改正により、児童相談の業務を市町村が担うこととされており、相談に対応できる窓口の整備が課題です。

イ 母子家庭等の自立支援の取組

①実施状況

平成15年4月に母子寡婦福祉法が改正され、母子寡婦の自立を支援・促進する方向が示されました。津山市では、平成15年度より母子自立支援員を社会福祉事務所に配置し、母子寡婦の生活相談、就業支援などを行っています。また、地域では小学校区単位に母子協力員を委嘱し、身近な相談、援助活動を行っています。

また、母子寡婦の当事者で組織する津山市母子寡婦福祉会への支援なども行っています。

② 評価

母子自立支援員の配置により、母子寡婦の相談のみならず、離婚相談やDV※相談などにも対応しています。その中では、津山市男女参画センター「さんさん」や県の女性センター、児童相談所とも連携を取りながら、支援を行っています。

母子家庭等の就業支援が今後の課題となっています。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦や恋人など親密な関係にある間で、経済的支配や従属関係の下、主として男性から女性に対して加えられる身体的・精神的その他の暴力をいう。

ウ 障害児施策の取組

① 実施状況

障害者基本計画に基づき、乳幼児健診等の充実をすすめ、障害の早期発見と専門医による療育健診事業を行ってきました。療育相談事業は、平成14年度から心理士を採用し事業の充実を行いました。また、療育の指導者養成のため地域療育セミナーを開講しています。平成15年度には、支援費制度利用の障害児通園事業も始めています。

② 評価

乳幼児健診の受診率の向上による障害児の早期発見と保護者が障害を受入れて早期に療育を開始することが必要です。療育相談事業については正職員の心理士を配置し充実を図ってきました。療育検診については、医師や専門スタッフによる検診、訓練が行われていますが、今後、スタッフの充実や回数の増加が課題です。

